

労働者派遣法の改正の提案（骨子）

～非正規労働者の安定雇用と生存のために労働者派遣法の抜本改正実現を！

弁護士 壱 一郎、同 小川英郎

09年3月23日に行われた日弁連（貧困と人権に関する委員会）と野党3党との学習会において議論された内容と意見を踏まえて、労働者派遣法の喫緊の改正の方向性と骨子について以下のとおり提案いたします。この提案は、多くの労働組合と弁護士の了承の下になされるものです。

1 現在喫緊の改正事項（第一段階）

★ 基本の方針は、平成20年12月8日発表の日弁連意見書のとおりであり、わが国における雇用形態の原則は、直接・無期（期間の定めのない）雇用であることを確認する。その基本的観点から、労働者派遣は全面的・抜本的な改正が必要である。

しかし、抜本改正に向けて、今国会における当面の突破口となる改正事項は次の5点であり、とりわけ(1)、(3)が重要である。

(1) 26専門業務を除く一般業務について登録型派遣を禁止。

本来なら登録型派遣の全面禁止を目指すべきであるが、第一段階として、まず、いわゆる一般業務（工場ラインなどの製造業務も入る、一般事務、倉庫業務、引っ越し業務など）につき登録型派遣を禁止する。（これは連合の意見と同じ。）

すなわち、第一段階で、現在政令で指定されている26専門業務を除く登録型派遣を原則禁止した上で、次の第二段階で26専門業務についてはその範囲を厳格に検討して見直すこととする。

専門業務といつても対等の交渉力など派遣労働者が持たず、一般業務と異なる低い賃金労働にあえいでいるものがいるので、本当に専門業務といえるのか、実態を十分調査し検討してその範囲を見直す。例えば、「事務用機器操作、放送機器等操作、秘書、ファイリング、国際・国内取引文書作成、旅行添乗、書籍等の制作・編集」などなど。

(2) また、常用型派遣の場合は、有期雇用を認めず無期雇用とするような改正が必要である。

(3) 偽装請負や禁止業務への派遣、多重派遣、派遣期間制限違反など違法派遣の場合の派遣先との労働契約が成立する「みなし雇用」規定を創設する。

(4) グループ企業内派遣である、いわゆる「もっぱら派遣」を禁止する。

(5) 派遣元会社の許可基準を厳格にする。

- 2 第2段階（雇用情勢を見た上で、1年後に）
- (1) 登録型派遣の原則禁止と専門業務の範囲の見直し。
 - (2) 派遣労働者と派遣先直接雇用労働者との均等待遇原則の導入。
 - (3) マージン率の上限規制をする。
 - (4) 派遣先の特定行為を全面的に禁止する。
 - (5) 日雇い派遣（60日以下）は派遣元と派遣先の間の労働者派遣契約においても、見直した後の専門業務を除き禁止する。

3 第3段階

上記第1段階～第2段階の法改正・施行後の派遣労働者の雇用の動向、賃金その他の労働条件や雇用の安定度などの実態をみた上で、労働者派遣制度そのものの廃止を含めて検討する。